

一般教育制度「生殺し」の問題

—大学審議会答申に関する今後の課題のひとつとして—

堀 地 武

目 次

まえがき — 一般教育学会「大学審議会答申に関する今後の課題」 —

- 1 元文部省関係者の46答申への執着
- 2 北大教養部「全学支援方式」の意義
 - (1) 北海道大学教養部の実情
 - (2) 一般教育担当部局協議会との関連
 - (3) 大学の組織原理に照らして

あとがき — 各大学の真に自由で多様な発展を期して —

まえがき — 一般教育学会「大学審議会答申に関する今後の課題」 —

大学審議会は、大学教育部会における3年間にわたる審議、その間2回の「審議の概要」の発表を経て最終的に1991年2月「大学教育の改善について」を文部大臣に答申した。その答申には大学設置基準の大綱化、大学の自己評価の導入等が提言され、その趣旨に基づいて同年6月大学設置基準が改正されたことは周知のとおりである。

一般教育学会は、1987年大学審議会の創設に伴い「大学審議会への対応」を学会の重要な役割と定め、学会設立以来十余年にわたる学術的研究の成果と実践の総括に立脚するとともに、少なくとも十年後、二十年後の評価にも耐える内容であることに留意しつつ、関係事項について意見書を作成し大学審議会へ提出することとしている。一般教育学会ならではの役割といえることである。

そして、大学審議会の審議の経過において4回の意見書を提出してきた。中心課題は大学審議会が提示した大学設置基準における「一般教育」（外国語教育、保健体育を含む。以下同じ。）の明確な規定の抹消であり、これに対して一般教育学会は、わが国の大学の根本性格を基礎づける「一般教育」制度の先行

きを憂える立場から危惧の念を表明してきた。その危惧について大学審議会は、次のように述べている。

『このように、大学設置基準上開設授業科目を整理することについて、これにより一般教育等を軽視する大学が出てくるのではないかと危惧する向きもある。

本審議会としては、一般教育等の理念・目標は極めて重要であるとの認識に立ち、それぞれの大学において、授業科目の枠組みにこだわることなく、この理念・目標の実現のための真剣な努力・工夫がなされることを期待するとともに、この点についての大学人の見識を信ずるものである。』¹⁾

しかしながら、この大学審議会の表明によっても危惧の念は解消するものではない。なぜならば、大学人の見識にもかかわらず、大学審議会答申の意向とも乖離して進行しがちな旧来の大学教育行政の仕組み、そしてわが国の大学教育行政に特有の法令準拠主義の傾向、その中での法令根拠を喪失した「一般教育」の成り行きが予想されるからである。

そして、一般教育学会は最終的に1991年7月「大学審議会答申『大学教育の改善について』に関する今後の課題について」をまとめて公表した。大学審議会に対してばかりでなく、広く大学教育当事者・関係者の参考に資するためである。次に掲げる一文は、その一節「おわりに——国家百年の視野で——」である。

『昭和46年の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」は、付属資料とも総頁数600頁を越える大作であり、それまでの答申にはみられない画期的なものであった。その答申の中の「高等教育の改革に関する基本構想」は、昭和38年の中央教育審議会答申により法制化したばかりの教養部を解体するとともに一般教育制度を解消し、全大学の教育課程を旧制専門学校モデルに改革することを提言するものであった。

このラジカルな提言は、実現することもなかったが、葬り去られることもなかった。そして、中央教育審議会答申の権威のもと、以後20年にわたり教養部制及び一般教育制度は、いわば「生殺し」の状態に置かれること

になる。撤去予定の建物の改修改築が抑制されるのと同じ論理である。教養部制及び一般教育制度の肯定的な改革はタブーになる。責任感覚がおかしくなる。この「生殺し」の状態がいかに悪影響を及ぼしてきたか、現に及んでいるか、測り知れないものがある。

勤勉と忠実で世界的に知られた日本人が、一般教育の制度に関する限り、40年を経て落ち着くところを見出していないという事実の原因には、この20年にわたる「生殺し」の政策状況があったのではなかったかと憶測することもあながち無理とはいえないであろう。

大学審議会の新答申により、当然のこととして、その状況が一掃され人心が一新されることを期待する。そして、国家百年の視野で活気ある大学教育の前途が開かれることを切望するものである。』²⁾

この一節の「生殺し」の表現をきつと感じる向きは少なくないであろう。学会として少なからぬためらいがあったことも否定できない。そこで、この意見書の起草にたずさわった一員として、この一般教育制度「生殺し」の問題について若干の説明を補足して置こうとするものである。

一般教育制度に関し、「生殺し」ないしは「生かさず殺さず」で表現される政策状況は、これまで一般的にはあまり意識され表現されなかったとしても、大局的かつ客観的な視野で見れば判然としてくる事実である。しかも単なる過去の事実ではなく、依然として将来の展望を暗くしている現実の問題である。そのような実感に支えられて学会内の同意をえているものである。それも、単なる政策批判というよりも、これまでそのような大局的かつ客観的な視野を欠いてきたことの反省のもとに、今後大学教育当事者・関係者がそのような視野を意識的に開拓し、将来への禍根を絶つことを基本的な課題として提起しているものである。

この問題は、香川大学一般教育部の成立と発展ともあながち無関係ではないことにご注意いただきたい。

1 元文部省関係者の46答申への執着

昭和46年中央審議会答申（以下「46答申」という。）は、「高等教育の改革に

関する基本構想」の中で「教育課程の改善の方向」として、次のように提言している。

『大学（および短期大学）における教育課程は、その目的・性格に即して総合的な専門教育または特殊な専門教育を行なうにふさわしく編成されなければならない。その場合、これまでの大学の一般教育のねらいとしたものは、次のような改善によって、その効果的な目的達成をはかることが望ましい。

- (1) これまでの一般教育科目の教育がねらいとした諸学の総理解、学問的方法の自覚、文化史的な問題や人間観・価値観のはあくなどの目標については、それぞれの教育課程の中に含めて総合的にその実現をはかる。
- (2) 専門のための基礎教育として必要なものは、それぞれの専門教育の中に統合する。
- (3) 外国語教育は、とくに国際交流の場での活用能力の育成に努めることとし、必要に応じて学内に設けた語学研修施設によって実施し、その結果について能力の検定を行なう。
- (4) 保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる。』³⁾

46答申の作成に関与した文部省関係者の中には、上記改革構想の実現に強い願望を示す人達がいる。元文部省高等教育局長・文化庁長官 大崎 仁 氏は、次のように述べている。

『戦後、学校教育法で決めた大きな枠組みについては、基本的な方向は間違っていなかった。……ただ、その大きな枠組みに肉付けしたところで問題が生じた。一番大きな問題は一般教育の導入を大学基準で形式的・画一的にやったということです。

つまり、従来の学部における専門分野ごとの教育、研究という基本をそのままにして、一般教育という異質の要素を入れたために、カリキュラムも教員組織も木に竹を継いだような中途半端な状況になった。それを事前の十分な議論、検討、あるいはアメリカでの大学教育の実感がないままに強制してうまくいくはずはないわけです。

昭和38年の中教審答申の時点では、どのようにして一般教育を一般教育として定着し充実していくかというところに力点が置かれていた。しかし、その数年後の大学紛争後の46年の中教審答申では、一般教育と専門教育の融合というところが議論の中心になり、形式的区分の解消が提言されました。今度の大学審答申と基準改正は、その方向が実を結んだということでしょう。……その意味で今度の設置基準の改正は、40年たってやっと日本の大学が借り着を脱いで、自分に合った服装を自分でつくりあげる態勢になったと、基本的には見えています。』⁴⁾

また、元文部大臣 西岡武夫氏は、次のように語っている。

『……当時、たまたま私が(文部)政務次官をしております、……それで「46答申」、第三の教育改革ということが非常に鮮明にありましてね、審議会というものの性格はいろいろ問題があるとは痛感していますが「46答申」は非常によく出来た答申でした。

……例えば、大学の教養課程と、高等学校での教育とをオーバーラップして、本来、戦後の制度がスタートした時の一般教養というものが果たさなければならない役割というのは、果して現在どういうことになっているのか。そこをいじらないと大学の改革は出来ない。』⁵⁾

そして、西岡武夫氏は、文部大臣就任直後(平成元年3月14日)大学審議会に対し、次のような特別の審議要請を行った。

『第二は、学部教育の充実と改革に関してであります。

外国語教育、保健体育教育を含めた一般教育の在り方につきましては、従来から種々の議論があり、実態として、高等学校教育の繰り返し、大学に入学した新入生の勉学意欲の喪失の原因、専門教育との有機的な関連性の欠如等々が指摘されるところであります。

この際、一般教育の履修義務及び一般教育と専門教育の区分を制度上廃止するなど、思い切った改革を図って、各大学がそれぞれの教育目的に応じて、4年間の大学教育を適切に実現し得るようになる必要があると考えております。

さらに、これに伴い、教養部等の一般教育実施組織につきましては、学

部への改組、他学部との統合、それぞれの教員の専門分野に応じた関連学部への分属等、その転換を図ることも必要になるかと考えておりますので、このことについても、ご検討を頂きたいと存じます。』⁶⁾

このように46答申に執着した人達が大学教育行政の要職にあれば平然と一般教育制度の「生殺し」政策を続けたであろうことは推測に難くない。そして、大学審議会答申は46答申が実を結んだものと公言して今後の行政に46答申実現の夢を託すという意図が感じられる。既に、学部創設の概算要求に当たり「一般教育」を禁句にするケースも現れ始めている。

46答申は、国の法令レベルはもとよりのこと各大学の学則レベルでも一般教育制度を否定し、全大学にいわば旧制専門学校モデルの教育課程を強いるものであった。かって戦後教育改革に当たり、新制大学に一般教育制度を導入した教育刷新委員会（昭和21年8月発足、中央教育審議会の前身）の向こうを張って、その路線を大きく転換しようとするものであった。既に20年の実績をもつ新制大学をそのように改革することはまさに革命的であった。それが実現不可能であり、その実現に固執すれば「生殺し」の事態が出現することも予測されたことである。ひとつの主張を掲げる教育団体や政治団体ならばともかく、民主的な国家の行政機関が意図的にそのような政策状況をつくりだして行政権限を行使することは許されないことである。

大学審議会答申は、「各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう」大学設置基準を大綱化するものである。46答申の構想を許容するとしても、それを行政指導によって全大学に適用することを認めるものではないはずである。即ち、大学審議会答申は46答申とは本質的に相違するものである。

しかも、新たに大学審議会答申が出たことによって、46答申の余効が全く消滅し、「生殺し」の政策状況が一掃され人心が一掃されることは当然のこととして期待されることである。わが国の大学教育行政のためにもまさしく慶賀すべきことである。それにもかかわらず、上記のような思惑で46答申を蘇らせ、大学審議会答申をも「生殺し」にしかねない動きが窺われることは誠に遺憾である。

2 北大教養部「全学支援方式」の意義

(1) 北海道大学教養部の実情

北海道大学教養部は、国立大学設置法に基づく他の国立大学の教養部とは異なり、「全学支援方式」を標榜する学内措置のものであることは、必ずしも周知されていない。北大教養部は「全学支援方式」について、次のように説明している。

『この方式は、大学教育の中心は、専門教育と一般教育等の有機的な結合にあるとして、一般教育等を担当する教養部を各学部・研究所に従属する副次的な役割に限定しようとする全国的な傾向とは別に、一般教育の重視という大学教育全体の合意による、北海道大学の独自の姿勢を実質化する努力の上に積み重ねられてきたものである。-----

一般教育担当教官の多くは、学部にも所属していて、教養部の教育の責任を担うとともに、(言語文化部所属の教官を除いて)各学部および大学院の講義その他を分担している。他方、各学部の講座所属の教官のなかにも、教養部の講義を担当している者がかなりいる。このことは、専門教育との関連で一般教育を把握し、一般教育の意義を検討することを絶えず自分に課すことになり、専門教育から分離して一般教育の「形骸化」に陥る危険をかなりの程度に防止している。』⁷⁾

しかしながら、学内措置であることにより、教養部長は法令上の管理職でなく、教養部事務部は官制上存在しない。そのためのデメリットは莫大なものと推測される。それにもかかわらず、「全学支援方式」理念のもとに、少なくとも教養部法制化以来30年、その方式を維持してきたことは特筆すべきことである。

(2) 国立大学一般教育担当部局協議会との関連

1969年香川大学一般教育部が発足したが、「全学支援方式」の北大教養部は代表的なモデルであった。1975年国立大学一般教育担当部局協議会は2学部以上で教養部・教養学部を設置しない国立大学をもって組織されたが、その設立発起人8名の中に北大教養部長が加わっていた。(ただし、北大教養部は既に教養部長会議に加わっていたこともあって、この協議会に加入することには

ならなかった。)

担当部局協議会設立の趣旨は、次のとおりである。46答申後、教育部解体論が横行する中で、特に教養部を置かない大学の場合でも、大学教員の関心が次第に一般教育から離散していく情勢に対応してのことである。

『「大学における一般教育」の制度がわが国の大学にとりいれられてからはやくも20余年になりますが、前途になお多くの問題が残されています。その責任体制についても、これまで主として一般教育担当学部制または教養部制がとられてきましたが、いまや教養部制の抜本的改革が模索されているのは周知の事実です。また一般教育担当学部制にしても、学部数の増加など各大学の事情の推移にともなって、旧来の体制のまま存続することが難しくなっています。すでに全国いくつかの大学においては、学内措置により教養部・一般教育部その他なんらかの一般教育担当部局（または機関）を設置し、一般教育に関してそれぞれ独自の改革を進めている情勢です。

そのような趨勢を考えると、「大学における一般教育」の制度の根本にたちかえりつつ、従来のままの一般教育担当学部制ではなく、また教養部制でもなく、新しい制度形態の一般教育責任体制を構想して実現を図ることを含め、一般教育に関する大学間の研究協議を効果的に推進することについて、一般教育担当の責任者が会合し相談するという機会をもつことの必要が痛感されます。これまで教養部関係を除けば一般教育担当部局としての全国的な協議の場を欠いていただけに、その意義は大きいといえるでしょう。』⁸⁾

担当部局協議会は、設立後直ちに調査研究を開始し、3年間にわたるその成果は最終的に1978年3月「国立大学一般教育責任体制に関する調査検討報告書」にまとめられた。その中で「大学がそれぞれの事情に応じてどのような責任体制をとるにせよ、大学における一般教育担当の責任者を制度的に明確にし法制上正当に位置づけることにより一般教育責任体制を確立することは、常識的にも当然のことといえる。そこで、既に法制上の位置づけをもっている教養部長・担当学部長のほか、新たに一般教育部長・一般教育主事の法制化を提案する」

こととし、その実現を文部省に要望した。その責任体制構想では、一般教育部方式として前記の北大教養部「全学支援方式」や香川大学一般教育部が類型化されていた。

文部省との折衝の結果、1977年4月一般教育主事の法制化が実現した。しかし、一般教育部長の方は認められなかった。一般教育部長、つまりは一般教育部の制度は、北大教養部をはじめ現に実施されており、それぞれに意義あるものと認めることができるとしても、46答申が教養部制のみならず一般教育制度の廃止を提唱している以上、その法制化は話にならないものであることを思い知らされた。一般教育制度「生殺し」の実感であった。

(3) 大学の組織原理に照らして

北大教養部方式、即ち担当部局協議会や一般教育学会のいう一般教育部方式は法令に依らないため例外視されがちであるが、大学本来の組織原理からいえば、むしろ正統であるといつてよい⁹⁾。

大学特有の伝統的かつ一般的な組織原理として、①大学は同系のファカルティについては1大学1ファカルティとすること ②ファカルティを基礎として教育研究機構上の部局を組織すること を挙げることができる。

新制大学創設当初、多くの府県単位の国立大学で文理学部、学芸学部等のリベラルアーツ系ファカルティを組織して一般教育担当学部とし、リベラルアーツ系ファカルティをもたない教育学部と区分したことは、この組織原理①によるものと考えられる。また、旧設・大規模の国立大学では教養学部を置く東京大学を除き、学内措置としては事実上教養部を置きながら、その構成員は文・理等の学部属することとされ、独立のファカルティとして認められていなかった。そこにも同様の組織原理①がはたらいていたと解される。

しかし、そのような組織原理は、その適用が画一的に過ぎると現実的に不合理を生むことになる。それを是正するため、組織原理を弾力化し、特別な事情があり正当な理由がある場合には特別な扱いをする措置が講じられてよいであろう。

例えば上記の旧設・大規模の国立大学の場合、学内措置の教養部の構成員が所属学部で不当な処遇を受ける特別な事情にあるとすれば、それらの教員を独立のファカルティとし、教養部を正式の部局として認めることは有意義なこと

である。即ち、教養部制は大学一般の組織原理①の特例であるとみてよい。

ところが、教養部の設置には問題がある。仮に教養部を設置すれば、ある専攻のファカルティが学部と教養部に分散させられるという不合理な事態が生じる。ファカルティの分散は大学の教育研究機能にとって由々しいことであるとともに、当事者である教員にとっては正当な理由のない差別扱いに直面することにもなるからである。教養部の設置は、大学の事情に応じて特例としては肯定されるとしても、一般化することは不当であるといわざるをえない。しかし、一面では、設置した以上、ファカルティとして他と同様大学院機能を有すること等を是認する方向で整備されてしかるべきである。

一方、組織原理①を維持するとしても、例えば大学の重要機能である一般教育に関してファカルティの区分にかかわらず責任主体を確立することが必要であるとすれば、組織原理②を拡大して一般教育担当の部局を置き、併任の教員をもって準ファカルティを組織するというのが一般教育部方式である。即ち、一般教育部方式は、大学一般の組織原理①を遵守しつつ、②を拡大適用するものであるといえよう。

ただし、この一般教育部の場合には、単純な学部自治の観点からみて機構上複雑になることは否めないし、また明らかに全学的な理解と支援がなければ効果的に機能することはできない。

以上の見地から、北大教養部「全学支援方式」をはじめ一般教育部方式は、大学の組織原理からいって、教養部方式と同様特例的ではあるが、大学教育の情勢に適應する発展形態として正統なもの認められてしかるべきである。それにもかかわらず、法令上正当な扱いがなされて来なかったことは、抜本的に再検討されなければならない。

あとがき — 各大学の真に自由で多様な発展を期して —

昭和38年中央教育審議会答申に基づいて、国立大学教養部が法制化され、以後6年間に31の国立大学に教養部が設置された。その背景には、高度経済成長、所得倍増のための科学技術振興、科学技術者養成の政策、いわゆるベビーブームによる高等学校卒業者の急増への対策、それらに対応する専門的教育研究体

制の拡充整備を図る新制大学再編成の大学政策があった。専門主義的傾向が特徴的である。一般教育も教養部という形で専門的体制に組み込まれたとみてよい。しかし、その無理な政策はまもなく破綻して教養部解体論が登場することになる。そして、38答申の高度経済成長と専門主義的傾向の延長線上で、46答申は教養部の解体ばかりでなく新制大学創設の基本にまでさかのぼって一般教育制度否定の改革を構想した。以後「生殺し」の状態が20年続いて今日に至っている。これでは、一般教育制度が定着しなくても不思議はないであろう。

「生殺し」の状況で見過ごせないことは、責任感覚がおかしくなることである。「生殺し」は、一般教育担当者の責任でもなければ、また行政当事者の責任にもならない無責任状態をつくり出すからである。前述の大学審議会答申後も依然として46答申が巾を利かすことは、まさしくそのような責任感覚の異常を示すものであるが、そのことにより責任感覚の異常にますます拍車がかかり、各大学における改革に波及することにもなりかねない。問題を解決し正常な責任感覚を取り戻す方法は、その状況の一掃、人心の一新しかないところまで来ている。大学審議会の答申を絶好の機会としなければならない。

大学審議会答申は、「今後の流動的かつ不透明な時代」を意識するが故に、「各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう」大学設置基準の大綱化を提唱している。その姿勢は、38答申や46答申には無い重要な意味もっている。各大学管理機関を含め大学教育行政にも同様の謙虚かつ寛容な姿勢を期待したい。

そして今後、各大学の自由で多様な発展の過程において一般教育部方式は正当に法制化されてよいであろうし、既に30年近い歴史をもつわが国独自の教養部制には各大学教養部それぞれの将来が開かれてよいであろう。

新制大学40年の歴史に裏付けられた各大学のアイデンティティの展開に注目し、そのアイデンティティ感覚を大切にしたいものである。

注

- 1) 大学審議会答申「大学教育の改善について」(平成3年2月8日)Ⅱ-1-(1)-③-⑥
- 2) 一般教育学会「大学審議会答申『大学教育の改善について』に関する今後の課題」

- (平成3年7月30日)『一般教育学会誌』第13巻第2号, 1991年11月
- 3) 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(昭和46年6月11日)〈第1編第3章 高等教育の改革に関する基本構想〉
 - 4) IDE『現代の高等教育』(1991年6月)の特別座談会〈大学審議会答申をめぐって〉
 - 5) 『週刊教育PRO』(昭和46年1月)の〈高等教育の再編を問う〉西岡武夫衆院議員・松田武彦産能大学長・梶田叡一阪大助教授三氏対談の中の西岡氏発言
 - 6) 平成元年3月14日大学審議会総会における西岡文部大臣の審議要請
 - 7) 国立大学協会「教養課程教育の改善に関する実情調査報告-資料集-」(平成3年4月)
 - 8) 堀地 武「一般教育担当部局(有志)協議会報告」『香川大学一般教育研究』第8号, 1975年10月
 - 9) この項については、筆者の次の論文を引用した。堀地 武「香川大学の一般教育改革—理念型としての「一般教育部」—」, 関 正夫編『大学教育改革の方法に関する研究—Faculty Developmentの観点から—』広島大学大学教育研究センター・高等教育研究叢書2, 1990年3月